

発表タイトル	米国南西部先住民族聖地のウラン鉱山開発をめぐる
発表者所属名	文化科学研究科 比較文化学専攻
発表者氏名	玉山 ともよ
<p><要旨> 先住民族の聖地とされる場所が、近年開発の対象地域となるケースが世界的に頻発し、本発表では米国ニューメキシコ州シボラ郡のテラー山における、ウラン開発の影響と反対運動について考察する。</p> <p><背景> テラー山を含むニューメキシコ州北西部を中心とした天然ウラン資源の豊富な地域は、グランツ・ミネラルベルトと呼ばれ、1940年代よりウラン開発が進められてきた。しかし80年代よりカナダやオーストラリア等、外国産の安いウランが顕著に流入し、ウラン価格の下落と共に米国内のウラン産業は衰退した。そして十分な環境修復措置が講じられていない無数の放置・遺棄された鉱山跡（試掘を含む）と精錬所跡が残された。そのため現在でも広範囲にわたり低線量被曝と重金属汚染が続き、住民と元労働者の健康被害が十分に補償されない状態が継続している。2000年以降、地球温暖化対策として二酸化炭素を排出しない原子力発電がクリーンなエネルギーとして世界的に注目され始め、同地域が再び開発申請ラッシュに見舞われた。2007年をピークとする国際ウラン価格の急激な高騰があり、州政府への事業許認可申請にはテラー山でのウラン鉱山開発案件も含まれていた。そこでウラン鉱山開発から聖地を守るために、同山を文化財として認定しようという運動がアコマ、ラグナ、ズニ、ホピのプエブロ系先住民族政府とナヴァホ先住民族政府により起こされた。激しい論争が繰り広げられた後、州の文化財評価委員会は2009年に正式に文化財として認定した。しかしその決定を不服とするウラン鉱山会社が中心となった原告による裁判闘争が行われ、2011年には州地裁で認定が覆された。すぐに同委員会と5先住民族政府は上告し、現在州の最高裁で係争中となっている。</p> <p><目的> 1) 開発反対が多数を占める先住民族の政府が、開発計画を止めるために彼らの聖地を州の文化財として認定しようとした運動について検証する。2) 開発による経済効果と先住民族の文化的・宗教的意義の両者を比較し、どちらかを優位とするような議論の妥当性について考察する。3) 文化財認定闘争の社会的影響について明らかにする。以上に加え補足として、同地域での日本の公的資金が投入されたロカ・ホンダ鉱山プロジェクトの事例を通じ、ステークホルダーの役割を検討する。</p> <p><考察> 1) 先住民族の権利回復の闘いとして文化財認定を求めることは、文化財という枠組み自体は肯定し、その中で文化的・宗教的意義を認めさせることによって権利回復の目的を達成しようとするものである。同時に、その枠組みを政治的手段として利用することを選択し、聖地を冒涇する行為（＝開発）に歯止めをかけようとした。2) 推進派は貧困に苦しむ先住民族保留地を含む同地域の経済復興と雇用の確保に、テラー山でのウラン再開発が欠かせないと主張した。よって文化財認定区域内に含まれる私有地を持つ地権者が自由に売買したり鉱山会社へリースする権利が、認定によって侵害されてはならな</p>	

いと強く訴えた。しかし先住民族の信教の自由を保証するという、議論の根拠となる法律等が異なり、比較対照することが難しい上に、どちらかを優先して認定判断を下さねばならないとなると、純粋な文化財としての価値以上の判断バイアスが加味されがちになる。

3) そもそもの土地占有過程が略奪を含む征服の歴史であり、非先住民族が個人土地所有者である場合が多いため、論争にはしばしば人種・民族差別が転用された。ステレオタイプのイメージや言説が流布され、それにより社会の深層にある人種差別的な意識が喚起された。文化財認定プロセスが始まるま

では目立たなかったが、先住民族が認定を申請発表するやいなや、コミュニティでの民族的な違いによる分断やヘイトクライムが発生した。人種イメージは推進派/反対派の両方によって利用された。反対派は常に先住民族が虐げられてきたという事実とイメージをもって人種差別を断罪することにより、開発を阻止する

利用されたレッテルやイメージ例

開発賛成派	開発反対派
非有色人(白人等)	有色人(先住民族等)
侵略者・征服者・ 支配者・抑圧者	被侵略者・被征服者・ 被支配者・犠牲者
環境破壊者	大地の守り人
富裕層	貧困層
有効活用すべき資源	母なる大地

戦略として先住民族に正当性があるように、意図的あるいは無意識的に人種や民族の違いを訴えた。つまり認定されるために聖地としての各先住民族個別の文化的・宗教的意義を例証し、文化財としての必要性を強調すればするほど、人種間あるいは民族間の意識のギャップが深まり緊張が高まる結果となった。

<ロカ・ホンダ鉱山> 上記の通り、文化財認定闘争の社会的影響は非常に大きかった。そのような論争と混乱が巻き起こっている同地での開発申請プロジェクトの一つであるロカ・ホンダ鉱山に、住友商事は独立行政法人、石油天然ガス・金属鉱物資源機構より海外探鉱ウラン助成金を2007年と2008年の両年得て出資している。開発計画はカナダのストラスモア・ミネラル社が2004年から着手しているもので、住友商事は助成金を得た同じ年にプロジェクトの4割を出資する合弁会社を立ち上げた。助成金は日本政府のエネルギー特別会計から支出されており、日本国民は図らずも世界中の数々のウラン開発プロジェクトのステークホルダーとなっている。しかしその妥当性について公に議論されることはない。経済産業省は民間だけではリスクの高い案件に公的資金を注入するとし、先住民族による反対運動はカントリーリスクの一つとして捉えられている。

<まとめ> 先住民族政府が文化財認定申請に至った経緯は、開発計画段階における政策決定過程に必ず先住民族政府のコンサルテーションを入れなければならないという当然の権利を、文化財認定という形でその正当性を担保しようとする試みであったと言える。しかし圧倒的な資金力の差によって、裁判さえも買収され得ることが明らかになった。また外国(日本)からの公的資金注入は、現地の対立をより深めることに加担し得ることが示された。そのためステークホルダーとしての、もはや無知では済まされない監視責任が生じざるをえない。よってこのような助成金のあり方自体が問われるべきものである。